

(仮称) 下桶売風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民や地元自治会等の理解が不可欠であることから、周辺住民等に対しては、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく示すこと。

また、周辺住民等への説明に最善を尽くし、住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。

さらに、周辺住民等の安全・安心を最大限に確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置を講ずること。

- (2) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に関する説明会の実施にあたっては、周辺住民等が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して開催日時や場所等を設定するとともに、複数の方法（地区の回覧板の活用等）により周知すること。

また、縦覧期間の終了後においても、事業計画の概要等を記載した資料をインターネットで公開することや、最寄りの公共施設に設置することなどにより、周辺住民等に対する事業計画の周知徹底を図ること。

- (3) 今後、準備書の手続を進めるにあたっては、計画内容を可能な限り具体化して、環境影響評価を適切に実施できるものにする。

また、環境影響評価の実施にあたっては、専門家等の指導及び助言を仰いだ上で、最新の科学的知見や評価手法を採用し、定量的に予測及び評価するとともに、準備書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、理解しやすい内容とすること。

なお、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事情が生じた場合は、適時適切に評価項目等の見直しを実施すること。

- (4) 本事業の事業実施地区周辺で行われる、他事業による風力発電事業の環境影響評価手続きを総合的に勘案し、可能な限り適切な予測及び評価に努めるとともに、最大限の環境保全措置を講ずること。

- (5) 土木工事等（造成・基礎・据付工事等）で使用する建設機械及び資材の運搬等に使用する車両等の仕様及び数量等は、環境影響の予測及び評価において重要な項目であることから、当該項目を準備書へ具体的に記載するとともに、特に、騒音及び振動に係る環境影響の予測及び評価にあたっては、当該項目を適切に反映させること。

- (6) 現地調査の実施にあたっては、地域住民への十分な説明、並びに理解を得たうえで行うものとし、苦情等が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関の指導等に対し、誠意をもって対応すること。

また、風力発電機の稼働後に苦情等が申し立てられた場合における具体的な環境保全措置について、施設の稼働停止等を含めて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(7) 全国各地において、落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故、火災等が発生していることから、事故等を未然に防止するための安全対策及び点検方法・頻度、並びに事故等が発生した場合における復旧方法・連絡体制などについて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(8) 計画地は、都市計画区域外となっており、また、第二次いわき市都市計画マスタープランの土地利用の方針において、「森林保全・育成区域」に位置付けている。

当該区域は国土保全、水源涵養など多様な機能を持つ山林は、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等を努めることとされていることから、施工の際は、周辺環境へ十分配慮し適正な管理をすること。

2 個別的事項について

【大気環境】

(1) 工事期間中の走行ルートとされている一般国道6号、288号、399号及び主要地方道26号などにおいて、工事関係車両（大型車）の交通量が現況に比べて大きく増加する見込みであることから、当該道路の走行にあたっては、環境影響評価方法書で示された環境保全措置を確実に実施し、騒音及び粉じん等による周辺の環境影響を回避するとともに、事故等の発生を防止すること。

(2) 騒音及び低周波音（超低周波音を含む。）については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、事業の実施にあたっては、地形等の地域特性や、他の地域における既存の風力発電事業に係る苦情やその対応事例などを調査のうえ、適切な環境保全措置を講ずること。

【水環境】

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されていることから、土地の改変、建設工事、施設等の万一の事故に際して想定しうる土砂や濁水等について、水道水源への影響を予測・評価し、又は、必要な環境保全上の措置を具体化し準備書に記載すること。

(2) 降雨による雨水や工事による濁水の河川への流出を防止する沈砂池について、全国各地で発生している局地的大雨等の近年の気象状況等を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨や局地的大雨が長時間続いた場合であっても、下流域の河川の水量や濁水が著しく増加することのないよう、十分な集水範囲及び調整機能を担保する容量・能力となるよう設計し、水の濁りに関する影響を回避すること。

また、当該事業に係る沈砂池からの排水については、二級河川小白井川（福島県管理）および普通河川鹿又川（いわき市管理）に流入する恐れがあることから、今後、流量計算等を実施した後、別途各河川管理者へ協議すること。

【動植物・生態系】

- (1) 動植物及び生態系については、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期及び調査方法等を適切に設定すること。
特に希少種が確認された場合には、調査範囲を広げるなど、より詳細な調査を実施すること。
- (2) バードストライク（コウモリ類を含む。）については、対象事業実施区域及びその周辺における生息・飛翔状況等の調査結果、他の風力発電事業における調査結果、過去の衝突事例及び国の検討状況等、最新の知見に基づき、衝突リスクを解析・評価するとともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 事業実施想定区域周辺で、重要な動植物の生息等が確認されており、森林の伐開等による改変及び風力発電機の稼働により当該動植物への影響が懸念されることから、本事業の風力発電機等の配置等を検討するに当たっては、調査及び予測を十分に行い、重要な動物への影響を回避、低減するよう配慮すること。
- (4) 事業の実施にあたって、緑化を行う場合には、生物多様性を保全する観点から、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いだうえで、地域の在来種や固有種を用いること。
また、法面緑化を行う場合にあっては、種の吹付けを着実に実行し、法面の崩壊が起こらないようにすること。
- (5) 環境影響調査の実施にあたっては、当該調査そのものが植物、昆虫、水生生物等の生育・生息や自然環境に影響を与える行為であることを認識し、動植物の採取・捕獲を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は、調査地の原状回復に努めること。

【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】

- (1) 景観の予測については、視覚的に比較し易いフォトモンタージュ等を用いて準備書に具体的に記載すること。
また、風力発電機などの設置にあたっては、自然に溶け込ませることとし、住民に圧迫感や威圧感を与えることのないようにすること。
- (2) 景観に係る予測及び評価に基づき、風力発電機の配置見直しを含めた環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 景観に係る調査地点及び予測地点は、風力発電機の可視領域を踏まえ、より広範囲に設定すること。
- (4) 対象事業実施区域及びその周辺には、登山者などに親しまれている鬼ヶ城山などがあることから、地元の登山愛好家や山岳会などから意見を聴取し、今後の事業計画に反映すること。

【廃棄物等】

産業廃棄物の種類ごとの発生量を予測するだけでなく、適正な処理及び再資源化等の方法についての調査も行い、環境の保全や廃棄物排出量の低減に努めること。

また、風力発電設備における運転期間中や撤去作業の際に生じる廃棄物の、排出量の予測及び評価についても行うこと。

【その他の環境について】

対象事業実施区域にいわき市が管理運営している牧野が含まれているが、冬期以外は家畜が放牧されており、また、防犯や家畜の脱柵防止のため牧野への進入路は施錠しており、牧野内への侵入は認められないことから、いわき市農業振興課と協議すること。

また、放牧されている家畜（牛）に対して健康等への影響はないかいわき市農業振興課と協議すること。

【その他（届出関係等）】

(1) 一定規模以上(高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m² 超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積 3,000 m² 超又は法面の高さ 5 m 超かつ長さ 10m 超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要になるので、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m²、工作物については高さ 31m 超）については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となるので、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

(2) 対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地である「鬼ヶ城遺跡」（県遺跡番号 204400010）、「精才 A 遺跡」（県遺跡番号 204400009）が所在している。包蔵地内において掘削を伴う工事を行う場合、文化財保護法上の取扱いが必要となるため、いわき市文化振興課との協議が必要となる。

また、「改変区域」は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれていないが、工事中に土器などの遺物を発見した場合には、埋蔵文化財保護のため、速やかにいわき市文化振興課に連絡し、協議すること。

(3) 3,000 m²を超える土地の形質変更を行う場合には、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく届出が必要になることから、事前にいわき市環境監視センターと協議すること。

(4) 福島県条例で規定する指定施設を設置する場合には、福島県生活環境の保全等に関する条例第 64 条第 1 項に基づく届出が必要になることから、事前にいわき市環境監視センターと協議すること。